

(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業にかかる特定事業の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定しましたので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表します。

平成 29 年 3 月 28 日

生駒市長 小紫 雅史

1. 事業概要

(1) 事業名称

（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

生駒市長 小紫 雅史

(3) 事業の基本的内容

施設内容

- ・ 事業用地：生駒市高山町 12595 番地
- ・ 敷地面積：約 9,300 m²
- ・ 供給能力：8,000 食 / 日

事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（BTO: Build-Transfer-Operate）により実施する。

事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 46 年 7 月 31 日までとする。

事業の範囲

事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 近隣対応・周辺対策業務
- (コ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (サ) 引き渡し業務
- (シ) その他必要な関連業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備等保守管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務
- (キ) 長期修繕計画作成業務
- (ク) その他必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 調理業務（アレルギー等対応食を含む。）
- (ウ) 配送・回送業務
- (エ) 洗浄等業務
- (オ) 残渣等処理業務
- (カ) 運営備品等更新業務
- (キ) 配送車両調達・維持管理業務
- (ク) 食育支援業務
- (ケ) 災害時の地域貢献
- (コ) その他必要な関連業務

各業務に付随する日常の衛生管理を含む

2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本事業を市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合とを比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

前提条件

本事業を従来手法で市が実施した場合の市の負担額とPFI方式により実施する場合の市の負担額との比較を行うにあたって、その前提条件を以下のとおり設定した。

また、本試算ではリスク調整費は加味していない。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	市が従来手法で実施する場合	PFI方式により実施する場合
市の財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> 初期整備費 ・施設整備費、調理備品調達費、食器・食缶調達費、事務備品調達費 等 開業準備費 維持管理費 ・保全費、建物修繕費、調理設備更新費 等 運営費 ・運営人件費、配送費、光熱水費 等 地方債の償還金及び支払利息 	<ul style="list-style-type: none"> 初期整備費 ・施設整備費、調理備品調達費、食器・食缶調達費、事務備品調達費 等 開業準備費 維持管理費 ・保全費、建物修繕費、調理設備更新費 等 運営費 ・運営人件費、配送費、光熱水費 等 その他の経費 ・SPC経費、金融組成費 等 公租公課
共通条件	設計・建設期間：約1年7ヶ月 維持管理・運営期間：14年11ヶ月 割引率：1.5%（インフレ率等を勘案）	
初期整備費	・モデルプラン及び類似給食センターの実績に基づき設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費	・既存給食センターの実績及び類似事例を踏まえて設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
運営費	・既存給食センターの実績及び類似事例を踏まえて設定	・類似事例の水準に基づき設定
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債 ・一般財源 	【民間事業者】 <ul style="list-style-type: none"> ・市からの一括払分 ・自己資金 ・市中借入 【市】 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源

定量的評価の結果

上記の前提条件を基に、市が従来手法で実施する場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、財政負担額の事業期間合計を現在価値換算額により比較した。

この結果、本事業を従来手法で実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約3.3%削減されるものと見込まれる。

(2) PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、財政の効率的使用の達成によるコスト削減(VFM)の可能性といった定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性への対応が可能となり良質かつ効率的な学校給食サービスの提供が期待できる。

設計・建設・維持管理・運営業務の一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営までを一括して事業者に委ねることにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなどの、事業の合理化や効率化が期待できる。

財政負担の平準化

PFI方式を活用した場合、民間資金を活用することで、市は供用開始から事業期間終了時までの間(約15年間)に工事費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られることになる。

リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

3. 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、従来手法で実施した場合と比較して、定量的評価において約3.3%の財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。

また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。